

就労継続支援B型（利用定員20名の報酬）

（1）基本的なサービス費及び加算項目

基本的サービス費及び加算項目	利用料金(円)
就労継続支援B型サービス費(I)(1)(七)	6,730
食事提供体制加算 ※該当の方のみ 収入が一定額以下の利用者に対して事業所が食事を提供した場合	300
欠席時対応加算 ※急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合（1月に4回まで）	940
初期加算 ※利用開始日から起算して30日以内の期間の算定	300
福祉専門職員配置等加算(I) ※常勤の職業指導員等のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士又は公認心理士の資格保有者が35%以上の場合	150
目標工賃達成指導員配置加算 ※常勤換算方法で1人以上配置し、手厚い人員配置(職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で7.5:1以上、かつ当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で6:1以上)をもって、目標工賃の達成に向けた取り組みを行う場合	450
目標工賃達成加算 ※県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合	100
送迎加算(I) ※1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合(送迎を利用している方のみ)	210
福祉・介護職員等処遇改善加算(I) ※所定単位数合計に対し9.3%を加算	—

- ❖ 市町村が発行する「障害福祉サービス受給者証」に記載された利用者負担上限月額が1か月あたりの負担の上限額になります。利用者負担上限月額が0円になっている方は、訓練等給付費対象サービスに係る自己負担は0円になります。

（2）訓練等給付費対象外サービス

サービスの種類	内 容	金 額
食事の提供	栄養士の管理の下、栄養面と利用者の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。行事等で特別な行事食を提供した際は別途実費料金をいただきます。 食事時間 昼食：12:00~13:00	550円/食 但し、食事提供体制加算該当者は350円
日用品費	日常生活に必要なもので、利用者個人に負担していただくことが適当と認められるもの（個別的なもの）は個人で購入していただきます。下記の物は事業者が用意します。 手洗い用石鹸、トイレトペーパー、その他共用の日用品	実費